定　　款

第１章　　総則

第１条　（名称）

この法人は、特定非営利活動法人明るい社会づくり運動の会と称する。

第２条　（事務所）

本会の事務所は、大田区新蒲田１－１３－２０朝日プラザ１０２に置く。

第３条　（目的）

本会は、主義、主張を超えて、広く自己啓発と相互連帯に努め、明るい健康で平和な生き甲斐のある住み良い社会をつくることを目的とする。

第４条　（特定非営利活動の種類）

本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

１．保健、医療又は福祉の増進を図る活動
２．社会教育の推進を図る活動
３．まちづくりの推進を図る活動
４．環境の保全を図る活動
５．地域安全活動
６．国際協力の活動
７．子どもの健全育成を図る活動
８．前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第５条　（事業の種類）

本会は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

１．本運動の普及及び啓発運動のためのサロン、勉強会、講演会、会報の発行等を行う。
２．地域社会の健全な発達を目指し、地域住民の連帯感を高める各種研究会、講演会、環境浄化、福祉ボランティア等の諸活動を実施する
３．青少年健全育成を目途に家庭教育講座、地域勉強会、レジャー活動等の開催
４．区及び教育委員会等の地域活動への参加、協力
５．国際協力、教育支援等のバザーの開催
６．その他この会の目的達成に必要な事業

第２章　　会員

第６条　（入会、資格、会費）

１．本会の会員は、第３条の目的に賛同し入会を希望する個人及び 団体とする。
２．会員として入会を希望する者は、所定の手続きを経ることとする。
３．会員は普通会員、賛助会員（個人及び団体）とする。
４．会員は定められた会費を納入しなければならない。
　　普通会員　年額1,500円　　賛助会員　年額5,000円以上

第７条　（社員）

１．本会は普通会員を社員とし、総会の議決権を有するものとする。
２．社員は本会の役員と重任するも差し支えないものとする。

第８条　（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。
1．退会届けを提出したとき。
2．継続して会費を２年以上滞納したとき。
3．除名されたとき。

第３章　役員
第９条　（種類及び定数）
1．本会に次の役員を置く。
(1)　理事　　50 名以内
(2)　監事　　２名
2．理事の内、理事長１名、副理事長若干名、会計担当理事１名を置く。
第 10 条　（役員の選任及び解任）
1．理事の選任は理事会の議を経て、その推薦による者を総会の承認を経て決定する。
2．理事長、副理事長及び会計担当理事は理事の互選とする。
3．監事は理事及び職員以外の者から選出し、総会の承認を経て決定する。
4．法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることが出来ない。また、役員が次の各号の一に該当する場合には理事会を経て、総会の議決によりこれを解任することが出来る。ただし、解任に当たっては、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。
第 11 条　（役員の任期）
1．役員の任期は２年とし再任を妨げない。欠員による補充または増員が生じた時新たに就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
2．理事の定数の３分の１及び監事の欠員が生じた時は、遅滞なく、それぞれを補充しなければならない。
第 12 条　（役員の任務）
1．理事長はこの会を代表し会務を総括する。
2．副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故が生じたときはその任務を代行する。
3．理事は理事会を構成し、本会運営のための重要事項を審議する。
4．監事は法第 18 条に掲げる職務を行う。
第 13 条　（顧問、相談役）
この会は顧問、相談役を置き、助言を求めることが出来る。
第４章　会議
第 14 条　（理事会及び常任理事会）
1．理事会は理事を以て構成され定例理事会、臨時理事会とし理事長が招集し議長となる。
2．理事会の招集は、開催日の２週間前に各理事に通知するものとする。
3．理事会は理事の過半数の出席により成立する。但し委任状による出席を含む。
4．理事会は次の事項を審査し、執行する。
(1)　予算、決算、会の運営、執行に関する事

(2)　総会に提出する議案事項
(3)　役員の選出
(4)　その他理事会が必要と認める事項

5．議決は理事総数の過半数の同意によって決定し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。
(1)　年次予算及び決算報告
(2)　役員の承認
(3)　その他重要事項

6．理事会は常任理事会を選出し、常任理事会が理事会の任務を代行することが出来る。常任理事会の招集、運営は理事会に準じて行う。

7．理事会には必要に応じて、オブザーバーとして理事以外の者を、議長の許可を得て陪席させることが出来る。

第15条　(総会)

1．総会は社員を以て構成し、定例総会（年1回）および臨時総会とする。

2．総会は理事長が招集し、理事長又は理事長が指名した者が議長となる。

3．総会は理事会の報告を受け、次の事項を審議する。
(1)　年次事業計画及び事業報告
(2)　年次予算及び決算報告
(3)　役員の承認
(4)　その他重要事項

4．定例又は臨時総会開催は、2週間前に社員に通知することとし、社員総数の2分の1以上の出席（委任状及び書面による投票者を含む）を以て成立する。

5．臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
(2)　正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
(3)　監事が法第18条第4項の規定に基づいて招集するとき

6．総会の決議は出席者の過半数の同意によって決定する。賛否同数のときは議長の決するところによる。

7．総会の議事については、議案事項についての議事録を作成し保管する。

8．前項の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印または署名しなければならない。

第5章　組織　委員会

第16条　(本部運営委員会)

1．本会の事業遂行のため、必要に応じて本部運営委員会を設ける。

2．委員長、委員は理事長が委嘱する。

3．各地区事務局長は事務局長会議に参加し、本部に地区の状況を報告し、他地区との情報交換、提携等を図る。

第17条　(地区運営委員会)

1．地区の運営のために地区運営委員会を設ける。

2．地区に運営委員長、事務局長を置き、理事長が委嘱する。

第6章　事務運営

第18条　（事務局）

1．本会の事務運営の為、事務局に事務局長と事務職員を置く。

2．事務局長は、理事長が理事の中から理事会の承認を得て任命し、本会の運営事務を統括する。

3．前項の事務局長は各地区事務局長を統括し、本会運営に必要な連絡や意見等を収拾する為の、定例又は随時、会議を開催する。

4．事務職員は必要に応じて理事長が任命する。

第7章　事業会計　資産

第19条　（資金）

本会の経費は、会費、寄付金、及び事業収入を以てあてる。

第20条　（事業年度）

1．本会の事業及び会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2．年度事業計画、年度収支予算は毎事業年度毎に理事長が作成し、総会の承認を経なければならない。

第21条　（会計）

1．本会の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

2．会計は特定非営利活動に係わる事業会計とする。

第22条　（資産の種類）

本会の資産は土地、建物等の不動産、及び預貯金、現金等の動産とする。

第23条　（資産の管理）

本会の資産は理事長が管理する。

第8章　解散　合併

第24条　（解散）

1．本会は次の事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係わる事業の遂行の不能

(3)　合併

(4)　破産手続開始の決定

(5)　所轄庁による設立の認証の取り消し

(6)　会員の欠亡

2．前項第1号の事由により解散するときは、社員総数の10分の1以上（委任状を含む）の議決を経なければならない。

3．第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得ねばならない。

4．解散（合併又は破産手続開始の決定を除く）により残存する財産は、所轄庁の認証を得て地方公共団体、又は他の特定非営利活動法人に譲渡する。

第25条　（合併）

1．本会の目的達成及び活動の成果について、他の同趣旨の組織と一緒に運営・活動することが、より有効且つ多大と判断されたとき、総会の議決を経て所轄庁の許可を得て合併することが出来る。

2．前項の議決は社員総数の10分の1以上（委任状を含む）の承諾を得なければならない。

第9章　定款の変更

第26条

[redacted]

定款の変更は総会の議決を経て、所轄庁の認証を受けて行うものとする。

第 10 章公告の方法

第 27 条

本会の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 11 章雑則

第 28 条（会員の除名）

本会の信用を失わせ、或いは、本会の会員に相応しくないと思われる会員は、理事会の議決を経て、除名することが出来る。ただし除名しようとする会員に対しては事前に本人にその旨を通知し、弁明の機会を与えるものとする。

第 29 条（細則）

この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て施行細則を設ける。

付則

1. この定款は本会の成立の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. 本会の設立当初の役員の任期は、第 11 条第 1 項の規定に係わらず、法人の設立の日から平成 13 年の定例総会日までとする。
4. 本会の設立当初の事業年度は、第 20 条第 1 項の規定に係わらず、法人成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
5. 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 20 条第 2 項の規定に係わらず、設立総会の定めるところによる。
6. この定款は平成 29 年 6 月 18 日より施行する。

以上

当法人の定款に相違ない。

平成 29 年 9 月 14 日

[redacted]

特定非営利活動法人　明るい社会づくり運動の会

理事　松原　茂登樹

[redacted]



別表

設立当初の役員名簿

特定非営利活動法人

大田区明るい社会づくり運動の会

	役名	氏名	住所	備考
1	理事	坂本　尭	[redacted]	理事長
2	理事	醍醐幸右エ門		副理事長
3	理事	中野　禮子		副理事長
4	理事	肥沼　善次		副理事長
5	理事	松木　清男		副理事長
6	理事	松原茂登樹		副理事長
7	理事	木村　太郎		相談役
8	理事	望月　一郎		
9	理事	藤原　力蔵		
10	理事	岩間　勇治		
11	理事	川又　浩		
12	理事	武藤　光雄		
13	理事	手塚　富雄		
14	理事	森本　茂太		
15	理事	池下　芳美		
16	理事	大貫　幸平		
17	理事	恵良　三郎		
18	理事	岩崎　安蔵		
19	理事	大沢　中郎		
20	理事	吉田　貞夫		
21	理事	山本　昌克		
22	理事	長沢　靖夫		

別表

設立当初の
役員名簿

特定非営利活動法人

大田区明るい社会づくり運動の会

	役名	氏名	住所	備考
23	理事	丸山　茂	[redacted]	
24	理事	山口恵三郎		
25	理事	山村　幸一		
26	理事	飯濱男登栄		
27	理事	赤堀　茂吉		
28	理事	鈴木　政和		
29	理事	輿語　要一		
30	理事	根岸　茂		
31	理事	田島　優子		
32	理事	五十嵐一夫		
33	理事	青木善二郎		
34	理事	飯田　　薫		
35	理事	塚本　一正		会計
36	理事	石塚　慶文		
37	理事	斎籐　　正		
38	理事	内田　尚広		
39	理事	中島　　章		
40	理事	廣中　敦美		
41	理事	武石日出光		
42	監事	菅野　善廣		監事
43	監事	海野　龍一		監事